

第4回検討作業班のご意見を踏まえて事務局にて整理したもの

【論点①】運用機関における意思決定・監督と業務執行の分離

- ・意思決定・監督機関による監督の在り方

【論点②】意思決定・監督機関の在り方

- ・合議制に関する論点(メンバー構成、意思決定事項等)
- ・説明責任
- ・他事考慮の防止(政治からの独立性等)

【論点①②-1】合議制機関の構成員について

- (a) 合議制機関に求められる専門性は何か(年金財政についての専門性、国民に対する説明責任を果たすために必要な専門性)
- (b) 拠出者代表をどのように位置付けるか(専門性とのバランス等)
- (c) 執行機関の役職員を合議制機関の構成員とするか
(議論への参加と意思決定への参画)

【論点①②-2】合議制機関の意思決定の在り方について

- (a) 合議制機関の下に投資委員会等の各種委員会を設置するか
- (b) 各種委員会を設ける場合、どのような性格のものを位置付けるか
また、構成員をどのように考えるか

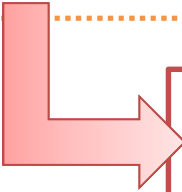
〔 理事会の補助機関／合議制機関の権能の一部を授けられた機関／
執行機関を監督・牽制する機関等 〕

第4回検討作業班における議論のまとめ

第4回検討作業班のご意見を踏まえて事務局にて整理したもの

【論点③】執行機関の在り方

- ・内部統制の強化(リスク管理、監査、情報管理、コンプライアンス等)
- ・専門性の確保



【論点③－１】 執行役員の配置・業務分担について

- (a) 執行役員としてどのような役割を持つ者を配置するか
(CEO、CIO、CRO、COO等)
- (b) 複数の執行役員を配置する場合、その役割分担をどうするか

【論点④】政府・厚生労働省と運用機関の関係

- ・国と運用機関の役割分担及びそれぞれの責任(説明責任)の明確化
- ・国民に対する説明責任
- ・拠出者の関与の在り方